

国自情第313号の3
国自整第246号の3
令和5年2月22日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局
自動車情報課長
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車利用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。